

●香川県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、香川県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年7月4日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 高 城 宗 幸

1 監査対象年度 平成27年度

2 措置の状況

団体名	監査の結果		措置の状況
公益財団法人置県百年記念香川県文化芸術振興財団	検討指示事項	全ての現金領収書に事前に代表理事の領収印を押印しているが、会計規程に基づき収入取扱員の設置を検討する必要がある。また、領収書及びその控えには、あらかじめ通し番号を付しておく必要がある。	平成28年9月29日付けで収入取扱員を任命し、領収書の交付時に収入取扱員が押印することとした。代表理事の領収印を押印してあつた領収書は使用不可とし、新たな領収書及びその控えには、通し番号を付した。
		さぬき映画祭実行委員会への負担金について、事業実施後に剩余金が生じた場合の処理方法を見直す必要がある。	今後は、さぬき映画祭実行委員会において、できる限り早期に收支の見込みを行い、剩余金が生じた場合は関係団体と調整し処理する。
瀬戸内国際芸術祭実行委員会	指導注意事項	会場利用料等を職員の立替払で支払っているが、立替払は真にやむを得ない場合に限る必要がある。また、その場合においても、立替払に係る取扱いをあらかじめ定めておく必要がある。	立替払については通常の支払手続きが困難な場合に限定することを職員に周知徹底するとともに、平成29年度から、書面での承認手続を経る取扱いとした。また、立替払に関する具体的な基準を含め、会計処理全般に関する取扱いを規定した財務規程を新たに制定し、平成29年6月1日から施行した。
学校法人花岡学園	指摘事項	補助金収入の帰属年度及び未収入金等の額において、決算関係書類の計数が正確でなかった。学校法人会計基準に従い、全ての取引について、複式簿記の原則により、正確な会計帳簿を作成する必要がある。	今後は、未収入の補助金については、事業実施年度の決算書に計上するとともに、公認会計士の指導の下、学校法人会計基準により、正確な会計帳簿を作成する。
	指導注意事項	固定資産である教育研究用機	平成28年度決算から修正対応し

		<p>器備品の減価償却額に誤りがあった。</p> <p>内容の不明な未収入金が認められるので、確認をする必要がある。</p> <p>現金の受払いをしたときは、その後速やかに同額を預金に入金しても現金出納帳に記載をする必要がある。</p> <p>私立幼稚園等特別支援教育費補助事業実績報告書において、補助事業に要する経費の額の記載を誤っていた。</p>	<p>た。</p> <p>授業料の計上誤り等による未収入金の額は、28年度決算で修正対応した。</p> <p>今後は、内容確認を複数の職員で行う等、誤りが生じないよう確認を徹底する。</p> <p>平成28年11月から、現金の受払いをした時点で、現金出納帳に記載するよう是正した。</p> <p>記載数字の確認が不十分であったので、今後は、記載の誤りがないよう、十分確認を行った上で提出する。</p>
学校法人瀬戸内学院	指導注意事項	現金の受払いをしたときは、その後速やかに同額を預金に入金しても現金出納に係る帳簿に記載をする必要がある。	平成28年11月から、現金の受払いをした時点で、現金出納帳に記載するよう是正した。
	検討指示事項	教育研究用機器備品及び管理用機器備品について、固定資産の管理台帳が整備されていないものがあるので、その整備を検討する必要がある。	平成29年5月に固定資産管理台帳を整備した。
公益財団法人香川県環境保全公社	指導注意事項	固定資産の再取得を目的とした特定資産の一部について、その目的である支出に充てないにもかかわらず、理事会の承認を受けずにこれを処分していた。	理事会において定款に定める事前承認を受けるべきところ、事後承認となってしまったが、今後はこのようなことがないよう、職員への周知を徹底し、適正に処理することとした。
	検討指示事項	貸借対照表で固定負債に計上している環境保全活動資金については、その合理的な算定その他特定費用準備資金（将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金をいう。）としての要件が満たされているか検討する必要がある。	環境保全活動資金が特定費用準備資金としての要件を満たしていることについては、毎年度、各事業の今後発生する必要な経費を精査するなど、より合理的な算定が行われるよう確認することとした。

社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団	指導注意事項	未収金の管理及び回収に関する取組の方法を検討する必要がある。	未作成であった福祉施設側の未収金管理要領を作成するとともに、かがわ総合リハビリテーション病院未収金管理要領を実態に則したものに変更し、統合した要領を平成29年4月に作成した。
	検討指示事項	固定資産現在高報告書については、経理規程の改正も含めて検討する必要がある。	経理規程については、現状のままとし、固定資産現在高報告書を平成29年3月に作成し、毎会計年度末現在における固定資産管理台帳と照合の上、理事長等に報告した。
社会福祉法人香川県社会福祉事業団	指導注意事項	経営健全化積立金を取り崩し、その全額を施設整備等積立金に積み立てているが、積立金を積み立てるときは、その使途を明確にするとともに、その使用計画を作成する必要がある。	平成29年3月に作成した当事業団の中期経営計画（平成29年度から平成33年度までの5年間）の中に、施設整備等積立金の使途を明確にした使用計画を盛り込んだ。
G 7 香川・高松情報通信大臣会合推進協議会	指導注意事項	G 7 香川・高松情報通信大臣会合開催1箇月後に、委託期間を5月31日から10月31日として作製を発注した国際会議誘致のためのパンフレットについては、協議会規約に定める事業目的に整合していなかった。	本事業については、多数の委員の意見を受けて実施したものであり、協議会委員の了承を得たと報告を受けている。なお、当協議会は11月に解散した。
	指導注意事項	G 7 香川・高松情報通信大臣会合記録作成業務委託について、一般競争入札による契約締結後、仕様書が大幅に変更され、委託金額も増額されていた。	本事業については、多数の委員の意見を受けて実施したものであり、協議会委員の了承を得たと報告を受けている。なお、当協議会は11月に解散した。
高松空港振興期成会	指導注意事項	委託した業務について、業務の成果に関する報告の提出は受けていたが、業務の履行を確認した旨の記録のないものがあった。	直ちに担当職員による履行確認を行うとともに会計書類についても整備した。 再発防止のために、職員に改めて周知を徹底した。
	検討指示事項	高松空港振興期成会事務処理規程に定める会計に関する規定と実際の事務処理との整合性を図る必要がある。	高松空港振興期成会の幹事会において、会計に関する規定の見直しを検討し、その検討結果を踏まえ、平成29年中に開催する理事会で見直しを行うこととしている。

		同一の者が副会長と監事を兼ねているので、役員の選任について検討する必要がある。	香川県市長会会長を当期成会の監事としているが、平成29年4月24日に開催された香川県市長会議において、新会長が選任されたことから、監事も会長の任期開始となる翌日付けで変更し、副会長との兼任は解消されている。
		関西（岡山）高松空港間直行貸切バス運行業務の委託については、より効果的な方法はないか検討する必要がある。	関西一高松空港間直行貸切バスの運行については、一定の役割を終えたと判断できることから、平成28年度で終了した。 岡山一高松空港間直行貸切バスの運行については、広域からの集客のために必要な事業であることから、今後とも効果的な運行に努めるとともに、事業のより効率的な運用について検討を続けることとする。
一般財団法人かがわ県産品振興機構	指導注意事項	資産に計上していない外貨を保有していた。また、外貨の受払いやその保有額の確認に関する取扱いを定めておく必要がある。	保有外貨は資産計上することとし、外貨の取扱いについては平成28年11月30日に運用規程を定め、現金受払簿により管理するよう改めた。
	指導注意事項	財務関係事務の決裁について、事務決裁規程に抵触しているものが散見された。	収入調定及び執行伺は、事務決裁規程に定める決裁区分により正しく行うよう職員に徹底し、さらに決裁権者においても事務決裁規程に定める決裁区分どおりとなつているかチェックを行うこととした。
	検討指示事項	販売促進部の収入に係る調定伺書等に関する事務処理について、検討する必要がある。	日々の売上げについては、その都度記帳を行っており、月末に調定伺で決裁を取るよう改めた。
公益財団法人香川県農地機構	指導注意事項	役員の報酬等について、公表がされていなかった。	役員の報酬等について、直ちに財団のホームページで公表した。
公益社団法人香川県青果物協会	指導注意事項	平成27年度の貸借対照表等及び役員の報酬等について、公告又は公表がされていなかった。	役員の報酬等について、直ちに協会のホームページで公表した。
	検討指示事項	事務委託契約書においては、	平成29年度の事務委託契約書に

		委託した事務の完了報告及びその検査について定めることを検討する必要がある。	おいて、完了報告及び検査について定めた条項を追加した。
公益社団法人香川県畜産協会	指導注意事項	総勘定元帳の口座の金額は、毎月末日の残高について関係帳簿等と照合し、記入の正確を確認しなければならない。	総勘定元帳の口座の金額は、平成28年10月分から、月末日の残高について関係帳簿等と照合するようにした。
		有形固定資産の管理に当たっては、会計処理規程に従い、毎事業年度1回以上固定資産台帳と照合し、その実在性を確かめる必要がある。	有形固定資産の管理については、平成28年10月31日に固定資産台帳と照合し、その実在性を確認した。今後、会計処理規程に従い、毎事業年度末に確認する。
		固定資産である車両の廃棄に当たり、理事会の議決又は会長理事の決裁がなかった。	事務局長決裁で処理を行っていたが、平成28年12月15日に会長理事に報告し、了解を得た。今後、固定資産の廃棄に当たっては、理事会の議決又は会長理事の決裁を受けることを徹底する。
	検討指示事項	取得価額20万円未満の物品（消耗品を除く。）についても、台帳を備え、適正に管理することが望ましい。	物品購入に当たっては、社会通念上の会計慣行に従い、10万円以上20万円未満の物品についても、台帳を備え、適正に管理する。
公益財団法人香川県水産振興基金	指導注意事項	平成27年度の貸借対照表等及び役員の報酬等について、公告又は公表がされていなかった。	役員の報酬等について、直ちに財団のホームページで公表した。